

論 説

戦後日本の輸出カルテルと輸出組合

寺 村 泰

はじめに

周知のように戦後日本において企業の共同行為に関する法規として最も基本となったのが1947年に公布された独占禁止法である。同法の改訂・緩和の過程については多くの研究がある¹。しかしながら、戦後、企業の共同行為を許認可する根拠法として多用されたのは輸出取引法（1952年施行、翌53年輸出入取引法に改正）や中小企業安定法（1952年施行、57年中小企業団体会法に改正）などの独禁法の適用を除外する法令であった。このうち輸出入取引法によるカルテル等の共同行為については研究が極めて少ない²。本稿は戦後日本において輸出入取引法を根拠として締結された輸出カルテルに関してその全体状況を把握するとともに、輸出カルテル締結の主体となった輸出組合の特質を解明することを課題とするものである。

1. 独占禁止法および同法適用除外法の制定改正過程の概観的特徴

最初に、独占禁止法および同法の適用除外立法の制定・改正過程を概観しておきたい。戦後から1960年ごろまでの産業組織政策関連の諸立法過程を概観するならば、そこに一定の特徴があることに気付くであろう。

第一に、独占禁止法は、1953年に大幅改正された後は58年に改正法案が出されたものの廃案となったのち長らく改正されることはなかった。これに対して、中小企業安定法（後に中小企業団体会法）と輸出入取引法（最初は輸出取引法）は、1952年に公布されたのち1～2年おきにたびたび改正された。産業界や公正取引委員会との調整期間などを考えると相当なペースで改訂作業が行われた。

第二に、中小企業安定法と輸出入取引法は、わずか数日違いで成立施行され、54年に中小企業安定法のみ一部改正が行われたほかはすべて同一年次に改正が行われている。まず、両法の成立

¹ 例えば、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和』第2巻（東洋経済新報社、三和良一執筆、1982年）、および御園生等『日本の独占禁止政策と産業組織』（河出書房新社、1987年）がある。

² 前出、御園生が輸出入取引法の1955年改正に触れているほか、白石孝『戦後日本通商政策史』（税務経理協会、1983年）が一部触れている。

した1952年は占領が終了し日本政府による政策運営における自立性がかなりの程度回復したと同時に朝鮮特需ブーム後の景気後退期に当たっている。次に両法が大幅改正されたのは55年であるが、これは53年後半からの国際収支悪化に伴うデフレ政策への転換と、54年に特需が急減したことにより輸出振興策や景気対策に力点が置かれた時期と対応している。

1957年の輸出入取引法改正は、景気後退によるものではなく、むしろ輸出拡大に伴って相手国における日本品排斥、関税引き上げ運動の高まった時期と対応している。これによって中小業者の多い業種を中心としてアウトサイダー規制の強化などの必要性が高まったことが背景にある。一方、中小企業安定法は57年改正で中小企業団体法と名称も変更されるが、これは好況時でありながら中小企業分野では、生産過剰、経営不安に悩む業種が多く、これを背景として中小企業政

第1表 独占禁止法および同法適用除外法の制定・改正年表 (1945年～1959年)

年次	独占禁止法関係	輸出入取引法関係	中小企業安定法関係	その他
45 (昭20)	持株会社の解体に関する件(11月)			
46 (昭21)	この頃、商工省が「産業秩序法案」検討(総司令部支持せず) 総司令部より試案提示(8月) 独占禁止法準備調査会設立(12月)			
47 (昭22)	独占禁止法公布(4. 14)施行(7. 20) 公正取引委員会に関する組織規定施行(7. 1) 事業者団体法案 独占禁止法の適用除外に関する法律(11月)			
48 (昭23)	事業者団体法成立(6月)			
49 (昭24)	独占禁止法改正(6. 18公布)			
50 (昭25)				
51 (昭26)	リッジウェイ声明(5. 1) 政令諮問委員会設置(5. 6) 同委「経済法令の改廃に関する意見」(6. 21) GHQ独占禁止法改正案不承認の通告(12. 6)			
52 (昭27)	事業者団体法改正(7. 31成立・公布)	輸出入取引法成立(8. 5公布、9. 1施行)	中小企業等協同組合法一部改正 特定中小企業の安定に関する臨時措置法(中小企業安定法)(8. 1)	
53 (昭28)	独占禁止法全面改正(9. 1公布施行)	輸出入取引法(8. 8公布、9. 1施行)	同法改正(恒久法化)	
54 (昭29)			中小企業安定法一部改正	輸出水産業振興法 硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法
55 (昭30)		輸出入取引法改正	中小企業安定法改正 中小企業等協同組合法一部改正	石炭鉱業合理化臨時措置法
56 (昭31)				繊維工業設備臨時措置法 機械工業振興臨時措置法
57 (昭32)		輸出入取引法一部改正	中小企業団体法	輸出水産業振興法一部改正 機械工業振興臨時措置法改正
58 (昭33)	独禁法緩和改正法案(廃案)		小売商業調整特別措置法	石炭鉱業合理化臨時措置法改正
59 (昭34)				繊維工業振興臨時措置法改正

公正取引委員会事務局編『独占禁止政策三十年史』1977年および通商産業省編『通商産業省30年史』1979年より作成

治連盟（中政連）の運動などが強まったことを背景としている³。この年の両法の改正に関連があるとすれば両改正とも中小企業対策に主眼があったという点が想定される。なお、独占禁止法適用除外法の変遷に関しては、輸出入取引法を中心として別稿にて詳細に明らかにする予定である。

2. 根拠法令別カルテル件数

次に、第2表により根拠法令別のカルテル件数をみると、1960年時点で独占禁止法24条に基づくもの（合理化カルテルおよび不況カルテル）が13件であるのに対して中小企業安定法によるものが370件、輸出入取引法によるものが150件とはるかに多い。中小企業安定法によるカルテルは1953年にすでに53件を数えており以後毎年増加しているのに対して、輸出（入）取引法によるカルテルは53年には皆無であり54年に6件認可されたにすぎない。輸出取引法と中小企業安定法の成立が同年であったことを考えると、当初は中小企業安定法の方が適用されるケースが多かったことがわかる。輸出入取引法の適用件数が大幅に増加するのは、1955年の同法的大幅改正により適用範囲が拡大されるとともに公正取引委員会の「同意」を要件としなくなったことなどを境としてであった。なお、中小企業安定法においては一足早く、53年改正で「同意」が「協議」へ変更されていた。また、輸出向け商品の国内取引に関するカルテルは55年改正により広範に認めら

第2表 適用除外法令別カルテル数の推移（1953年～1967年）

根拠法令	適用業種	1953	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
独占禁止法24条の3(不況カルテル)	生産一般	—	0	0	0	1	1	5	4	3	0	1	2	2	16	1
独占禁止法24条の4(合理化カルテル)	生産一般	—	0	0	4	6	6	8	9	9	11	11	14	14	14	13
中小企業団体法(旧中小企業安定法)	工業組合	53	71	143	194	218	280	313	352	407	420	413	415	419	441	421
	商業組合	—	—	—	—	—	—	1	18	60	129	178	173	168	211	213
輸出入取引法(旧輸出取引法)	輸出業者・輸出組合の輸出取引	0	5	14	28	57	73	112	129	144	149	143	137	139	135	130
	輸出向国内取引(輸出業者・輸出組合)	—	—	—	5	5	2	7	7	8	7	5	4	4	4	4
	輸出向国内取引(生産・販売業者)	—	—	—	4	7	15	27	34	39	41	44	52	57	64	64
	輸入業者の輸入取引	—	1	0	0	2	3	4	2	2	2	2	1	2	3	3
	貿易連合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	8	8	8
	小計	0	6	14	37	71	93	150	172	193	199	194	203	210	214	209
輸出水産業振興法	輸出水産業(輸出向け国内取引)	—	—	0	8	8	11	10	11	10	11	11	11	12	11	8
環境衛生関係営業運営適正化法	特定環境衛生関係サービス業販売業	—	—	—	—	—	0	0	5	63	95	106	122	123	123	123
その他		0	2	5	5	8	10	22	29	27	35	40	46	52	49	49
合計		53	79	162	248	312	401	509	595	714	868	943	970	999	1079	1037
(参考) 勧告操短等	勧告操短	…	…	…	…	…	15	28	15	8	3	15	…	…	1	0
	公開販売制	…	…	…	…	…	…	5	7	6	6	6	6	6	6	6
	買上機関	…	…	…	…	…	3	4	4	5	5	5	5	7	7	7
	在庫凍結措置	…	…	…	…	…	…	2	2	…	1	2	…	…	…	…
	設備抑制勧告	…	…	…	…	…	1	1	…	…	…	…	…	…	…	…

(出所) 公正取引委員会『独占禁止政策二十年史』1968年、618頁～620頁より作成。

(注) 1. 各年3月末の数値。

2. 「その他」は、機械工業振興臨時措置法、電子工業振興臨時措置法、繊維工業設備等臨時措置法、生糸製造設備臨時措置法、石炭鉱業合理化臨時措置法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、漁業生産調整組合法、肥料価格安定臨時措置法、内航海運組合法、港湾運送事業法、金属工業等安定臨時措置法、砂糖価格安定法によるカルテルの総数である。

3. 「—」はカルテル許容規定がないことまたは法律の失効を意味し、「…」は不明を意味する。

³ 通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第7巻、1991年38頁～46頁参照。

れるようになった結果、56年以降増加している。

3. 輸出カルテルの協定事項、協定理由

次に、輸出入取引法によるカルテルに焦点を絞って検討してみよう。第3表により1958年時点の輸出取引における協定数をみると、協定事項別では「価格」が49件と最も多く、次いで「数量」36件、「品質」17件、「意匠」6件となっている。貨物別では繊維品が51件と群を抜いて多く、これ以外は「重工業品」14件、「農水産品」15件、「雑貨・軽工業品」20件が並んでいる。この58年時点では、国内協定は輸出協定に比べて少ないものの生産業者または販売業者間の協定も16件になっており、この中には第5表⑥に見られるように普通線材・同製品に関する八幡製鉄ほか6社による数量協定、紡績機械に関する価格協定、塩化ビニールに関する鐘淵化学等13社による価格協定など重化学工業における大企業間の協定が多く含まれる。55年改正がメーカー協定に幅広く道を開いた結果であると考えられる。

これらのカルテル協定はいかなる理由によって締結されたのであろうか。ここでは公正取引委員会の資料によって概略を把握しておこう。第4表は『公正取引委員会年次報告』1959年および60年版に記載されている協定締結事由別の協定数である。なお、これ以前の『年次報告』では協定締結事由は掲載されているものの本表のA～Jで示したような分類となっていないためこれ以前との時系列な比較はできない。また、協定によっては複数の事由が記入されている場合が多いが、本表では重複集計しているため協定の実数とは一致しない。

第3表 輸出取引に関する事項別・貨物別協定数 (1958. 3. 31現在)

協定事項		価格	数量	品質	意匠	その他	延べ計	純計	純計貨物別内訳						
									全貨物	繊維品	重工業品	鉱業品	農水産品	雑貨・軽工業品	
輸出協定	輸出組合	27	17	13	6	10	73	51	0	22	4	1	12	12	
	輸出業者	8	12	2	0	20	42	31	1	24	3	0	2	1	
小計		35	29	15	6	30	115	82	1	46	7	1	14	13	
国内協定	輸出組合	輸出組合員の協定	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0
		生産業者の協定	2	0	0	0	1	3	2	0	0	1	0	0	1
	輸出業者	輸出組合員の協定	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0
		生産業者の協定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生産販売業者	12	7	2	0	7	28	16	0	4	6	0	0	0	6
	小計		14	7	2	0	10	33	20	0	5	7	0	1	7
総計		49	36	17	6	40	148	102	1	51	14	1	15	20	

(出所) 通商産業省通商局「輸出取引に関する協定締結状況一覧」『輸取法33(2)』(旧通商産業省資料)

第4表 輸出入取引法による協定締結事由別カルテル数 (1959年、1960年)

協定事由	1959					1960				
	計	輸出取引協定		国内取引協定		計	輸出取引協定		国内取引協定	
		輸出組合	輸出業者	輸出業者	生産業者または販売業者		輸出組合	輸出業者	輸出業者	生産業者または販売業者
A 過当競争等による輸出量の急激な増加が仕向地の輸入制限運動を惹起した、またそのおそれ	27	16	10	0	1	31	18	10	0	3
B 過当競争等による輸出価格の低落が仕向地で関税引き上げ運動等を惹起、またはそのおそれ	65	34	11	3	17	72	42	10	2	18
C 過当競争等による輸出量または輸出価格の変動が仕向地の市場の安定的維持、拡大を阻害、またはそのおそれ	47	18	8	2	19	54	20	8	4	22
D 過当競争等による品質の低下が仕向地の市場を混乱させまたは日本品の信用を失墜、またはそのおそれ	42	22	14	0	6	37	20	13	0	4
E 意匠、商標等の模倣、盗用等が仕向地の市場を混乱させまたは日本品の信用を失墜、またはそのおそれ	15	14	0	1	0	13	12	0	1	0
F 調整金等の輸出振興策により輸出市場を維持拡大	3	0	0	0	3	6	0	0	0	6
G 仕向地の輸入窓口が一本化または輸入制限がなされているため輸出窓口の一本化、数量、価格の規制等が必要	12	0	10	1	1	14	1	11	1	1
H 共同輸出（いわゆる連合輸出）により業者間の無用の競争を排除	10	0	10	0	0	9	0	9	0	0
I 積荷の一時的集中による船積の渋滞が輸出に及ぼす悪影響を回避	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
J 過当競争による品質の低下によって価格の変動のおそれ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
(参考) 協定数	172	80	49	7	36	188	92	48	8	40

(注) 協定締結事由の分類は『昭和35年度 公正取引委員会年次報告』による。表現を一部変更している。なお、数値は、『公正取引委員会年次報告』各年度版に記載のものを集計したものである。一つの協定に対して2つ以上の事由が揚げられているものについてはそのすべてを集計しているため、総数は協定数とは一致しない。輸入協定は除く。

A～Dのような日本側の過当競争等による仕向地市場の混乱や輸入制限運動の惹起という事由が圧倒的多数であるというのは、輸出入取引法の趣旨から当然なことではあるが、注目すべきは、そのすべてが「…またはそのおそれ」と記されているように適用の幅が広がっていることである。これは輸取法の規定自体がそのようになっているためであり、すでに1952年の輸出取引法の成立当初よりこのような幅広く適用可能な規定となっていた。ただし、55年改正までは公正取引委員会の「同意」を要件としていた関係で運用が事実上制限されていたが、同改正により「通知」もしくは「協議」のみを要件とすることとなったことにより幅広く適用されていったと考えられる。このようなカルテル認可要件の幅の広さ、あいまいさというのは業界によっては実質的な救済的性格を主としたカルテル認可をも可能にするものであったといえるが、それを実証的に明らかにするには、公正取引委員会の公式発表によっては限界があるため個別事例の実態分析によ

て客観的に評価する必要があり、今後の課題としたい。

第5表は、1958年3月までに締結されたすべての輸出協定である（輸入協定は省略）。全体を通しての特徴は、①輸出組合協定および輸出業者協定においては軽工業品とりわけ繊維関係が圧倒的に多いこと、②輸出組合協定においてはほとんどすべてが多数の中小企業によって生産がおこなわれている業種であること、③他方、生産業者協定においては鉄鋼、化学といった大企業分野の協定も見られ、協定業者数も比較的少数であること、④締結事由では、輸出組合協定はすべてが過当競争に基づく市場秩序の混乱対策（A～D）であるのに対して、輸出業者協定は、輸出業者間の無用の競争を排除するための一手輸出（H）が多く、生産業者協定は直接的な輸出振興を目指したもの（F）が多いこと、⑤各協定の回数を見てわかる通り、本来時限的性格を有するこれらの協定の多くが繰り返して再協定されることにより事実上恒常化していること⁴などが挙げられる。

第5表 輸出入取引法によるカルテル一覧表（1954～1958）

① 輸出組合による輸出協定（輸出取引に関する組合員の遵守事項）

番号	輸出組合	貨物	仕向地	取引事項	最初の発効日	協定締結事由	回数
1	生糸	生糸	ベトナム・ラオス・カンボジア	価格	1956.5.1	B	1
2	綿糸布	染色加工綿織物	欧州・米州・東南アジア40ヶ国	品質	1955.5.30	B、D	7
3	綿糸布	糸・染加工綿織物	米・加	品質	1956.1.3	B、D	3
4	綿糸布	綿織物	全地域	意匠	1955.9.14	E	2
5	綿糸布	綿織物	欧州・米・加	数量	1956.1.1	C	6
6	絹化繊	化繊織物	全地域	意匠	1956.4.13	E	2
7	絹化繊	生機晒スフ織物	イギリス・ベルギー・西独・オランダ	数量	1956.8.1	C	2
8	絹化繊	絹織物	全地域	価格	1957.12.31	C	1
9	絹化繊	絹織物	全地域	品質・数量	1958.3.10	C	1
10	毛麻	毛織物	米	品質	1957.3.2	A	1
11	毛麻	毛織物	イラン	数量・決済条件・取引保全	1958.1.1	C	1
12	繊維製品	毛横縞セーター	米・豪州・ニュージーランド・欧州	価格・品質	1956.3.9	B、D	3
13	繊維製品	敷物	全地域	品質・意匠・検査	1955.7.28	D、E	3
14	繊維製品	絹スカーフ及絹ハンカチーフ	米・加および全地域	数量・価格	1956.5.4	B	3
15	繊維製品	綿製テーブルクロス・ナフキン・タオル	オーストラリア	品質	1957.1.1	?	1
16	繊維製品	絹人絹交織ダマスクテーブルクロス	米・加	数量・品質	1955.5.20	B、D	5
17	繊維製品	毛編手袋	米・加・西欧・豪・ニュージーランド	価格・品質・数量	1954.12.26	B、D	6
18	繊維製品	繊維二次製品(大部分)	全地域	意匠	1956.7.20	E	2
19	繊維製品	綿布巾製スポーツシャツ及びブラウス	米・加	価格・品質	1955.9.12	B、D	3
20	繊維製品	スフメリヤス生地	香港・ナイジェリア・ゴールドコースト	価格	1955.9.8	B	3
21	繊維製品	紙布製帽子	米・加	品質・数量	1957.7.1	A、B、D	1
22	紙類	上質紙	南ア等15カ国	価格	1955.5.13	C	10
23	機械	双眼鏡・オペラグラス	全地域	価格	1956.2.1	B	8
24	自転車	自転車部品及付属品等	台湾	価格	1954.6.10	B、C	6
25	自転車	自転車部品及付属品等	香港・シンガポール・マラヤ	価格	1956.4.27	B、C	5
26	ミシン	ミシン	全地域	商標・価格	1953.12.1	B、E	13
27	電線	電線	全地域	品質	1956.1.18	D	3
28	農産物	百合根	全地域	価格	1954.12.13	C	4
29	合板	合板	北・南米	数量	1955.8.16	A、B、D	8

⁴ 戦前の工業組合法による統制事業についても同様のことが由井常彦により指摘されている。由井は「工業組合の統制事業は、本来の臨時的な不況対策あるいは合理化対策の趣旨から離れて、恒久的に強化される趨勢を示すにいった。それは対日貿易制限に対する輸出統制の実施によって輸出工業の分野では制度的に必要とされたことにもよるが、本質的には中小工業の統制が、際限のない過当競争という構造的な問題に対処するために、決して短期的な対策では解決にならない性格のものであることを意味するといつてよい。」と指摘し、さらにこの点は戦後の中小企業安定法も同様であったとしている（由井常彦『中小企業政策の史的研究』東洋経済新報社、1964年、307頁）。

戦後日本の輸出カルテルと輸出組合

30	合板	ラワン合板	全地域	価格	1955.7.19	C	13
31	合板	合板	全地域	品質	1950.5.5	A、D	4
32	真珠	真珠	全地域	価格・品質	1957.4.1	C	2
33	冷凍食品	冷凍めかじき	米・加	価格・数量・取引方法	1956.1.1	B	5
34	冷凍食品	冷凍まぐろ	イタリヤ	数量	1958.4.4	B	1
35	缶詰	みかん缶詰	英国	数量・価格	1956.12.29	A、B	3
36	缶詰	みかん缶詰	全地域(除韓国)	価格	1956.12.29	A、B	3
37	缶詰	鮪缶詰	全地域	数量	1958.1.1	A、D	2
38	缶詰	魚類油漬缶詰	加	価格	1958.4.1	B	1
39	雑貨	布巾製造花	全地域	価格	1956.2.13	C	3
40	雑貨	硝子製光玉	全地域	価格	1956.2.13	C	3
41	雑貨	ロザリー	全地域	意匠・実用新案	1957.10.1	E	1
42	雑貨	フジエットゴム布引	香港・マカオ	数量・価格	1957.10.1	C	1
43	雑貨	ステンレス鋼製洋食器	アメリカ合衆国	数量	1957.10.1	B	1
44	雑貨	喫煙具	全地域	意匠・商標・実用新案	1957.12.1	E	1
45	雑貨	竹製すだれ	米・加	数量	1958.2.11	過当競争	1
46	陶磁器	ディナーセット	米・加・パナマ・メキシコ	価格・数量	1953.6.19	A、D	8
47	陶磁器	食器	東南アジア	価格・包装	1954.11.22	C	4
48	陶磁器	陶磁器	英国	価格	1954.9.29	B	4
49	陶磁器	硬質陶器製食器	全地域	価格	1956.1.1	B	3
50	陶磁器	陶磁器	全地域	意匠	1956.12.7	E	1
51	硝子製品	注射筒硝子	全地域	価格	1954.11.12	C	5

② 輸出業者の輸出取引協定

番号	輸出業者	貨物	仕向地	取引事項	最初の発効日	協定締結事由	回数
52	ラオス懇談会(丸紅等12社)	全貨物	ラオス	一手輸出	1957.5.1	H	1
53	ビルマ向米綿受託加工輸出協議会(第一物産等16社)	米綿受託加工、綿製品	ビルマ	一手輸出	1956.6.20	H	1
54	インドネシア向米綿受託加工輸出協議会委員(第一物産等16社)	米綿受託加工、綿製品	インドネシア	一手輸出	1956.12.26	H	1
55	協組船場輸出連合会(福西等17社)	繊維品(主台)	欧米15カ国	一手輸出	1956.6.26	H	4
56	協組名古屋輸出連合会(カネヨ等10社)	繊維品(主台)	欧米ビルマ等8カ国	一手輸出	1956.6.27	H	4
57	協組神戸連合会(旭光等11社)	綿織物	オーストラリア等28カ国	一手輸出	1958.3.1	H	4
58	大阪貿易連合会(伊藤万等5社)	綿、絹、化繊、毛麻各製品、紙類	全地域中29ヶ国	一手輸出	1956.9.18	H	3
59	東綿等8社	綿織物	スウェーデン	価格・数量・取引方法	1957.2.6	C	1
60	東洋綿花等13社	綿織物	比国	数量・取引秩序	1957.7.31	G	1
61	安宅等36社	絹糸、綿織物	全地域	船積時期	1957.2.16	I	1
62	第一物産等14社	特定捺染織物(ワックスプリント)	阿州	品質	1957.1.1	D	2
63	伊藤忠等18社	カンガ	ケニア、ウガンダ、タンガニカ、サンジバル、マダガスカル	品質・数量	1957.7.1	B、D	1
64	丸紅飯田等16社	綿織物	シンガポール、マライ	取引秩序・数量	1957.10.10	C、D	1
65	三菱商事等24社	綿織物	オーストラリア連邦	取引秩序・数量	1956.11.26	C	2
66	江商等11社	パティック、工業用綿織物	インドネシア共和国	取引方法	1957.11.15	G	1
67	日綿実業等19社	スフ綿	全地域	価格	1957.11.16	C	1
68	東洋綿花等14社	人絹糸、スフ糸	パキスタン	取引方法、価格	1957.11.16	G	1
69	第一物産等15社	綿織物	タイ	取引秩序・数量	1956.11.28	A、D	1
70	丸紅飯田等10社	スフ織物	欧州等31カ国	価格	1957.12.10	輸出価格の変動	1
71	江商等16社	綿織物	インドネシア	数量	1958.1.1	G	1
72	東洋綿花等16社	綿織物	香港	数量・取引秩序	1958.3.1	A	1
73	第一物産等15社	綿織物	カンボジア王国	数量・取引秩序	1958.4.1	C	1
74	伊藤忠等16社	梳毛糸	香港	数量	1958.4.1	B	1
75	伊藤忠等18社	毛糸	香港	数量	1958.4.2	B	1
76	垣内商事等21社	毛織物	香港	数量	1958.4.3	B、D	1
77	日本鋼管等32社	船舶	チリ	一手輸出	1955.10.15	H	1
78	第一物産等35社	鉄骨橋梁	東南アジア、中近東、中南米	取引方法	1957.11.21	H	1
79	日立等70社	鉄管継手	北中南米	価格	1956.4.1	B、D	4
80	日商等37社	精製糖	香港、シンガポール	価格・取引方法	1956.3.16	B	5
81	日本カーボン社等47社	人造黒鉛電極	全地域	価格	1956.6.25	過当競争	2
82	野崎産業等4社	種かき	米・加	価格	1958.2.1	B	1

③ 国内取引に関する輸出組合員の遵守事項

番号	輸出業者	貨物	仕向地	取引事項	最初の発効日	協定締結事由	回数
83	冷凍食品	冷凍びん長まぐろ	米・加	取引方法	1956.9.2	B	

④ 国内取引に関する輸出組合員のためにする団体協約

番号	組合(生産販売業者)	貨物	仕向地	取引事項	最初の発効日	協定締結事由	回数
84	自転車(自転車輸出振興社)	ベル・ホーク・ハンドル・ブレーキ	全地域	価格・販売先	1956.12.25	C	3
85	雑貨(造花メーカー)	布巾製造花	全地域	価格	1956.2.25	C	3

⑤ 輸出業者の国内取引協定

番号	輸出業者	貨物	仕向地	取引事項	最初の発効日	協定締結事由	回数
86	第一物産等14社	カンガ	南ア	意匠保全措置	1956.12.15	E	2

⑥ 生産又は販売業者の国内取引協定

番号	生産・販売業者	貨物	仕向地	取引事項	最初の発効日	協定締結事由	回数
87	三菱レーヨン等17社	レーヨンスタープル	全地域	価格・数量	1957.7.1	C	1
88	福井精練加工等50社	人絹織物	全地域	加工料金	1957.9.20	D	1
89	昭南工業等13社	プリント捺染綿織物、スフ織物	全地域	加工料金・数量	1957.10.6	D	2
90	王子製紙等18社	上質紙	東南アジア、中近東、北阿等23カ国	運賃プール	1956.1.20	F	4
91	東洋ベアリング等5社	軸受	全地域	価格	1956.4.1	C	2
92	天辻鋼球等5社	鋼球	全地域	価格	1957.4.18	F	1
93	萬手製作所等38社	木ねじ	米国	価格・数量	1958.2.1	B	2
94	八幡製鉄等6社	普通線材、普通線材製品	全地域	数量	1958.4.1	B、C	1
95	豊田自動織機製作所等5社	紡績機械	全地域	価格	1958.2.1	B、C	1
96	日本セメント等18社	セメント	全地域	価格・数量・販売先	1955.12.27	F	4
97	油脂産業等25社	グリセリン	全地域	価格・数量・品質・販売先	1955.12.28	F	2
98	日本塗料輸出等70社	塗料	全地域	価格・数量・品質・販売先	1956.8.25	C	2
99	日硬陶器等10社	硬質陶器製食器	全地域	価格	1955.12.28	B、C	3
100	日本陶器等53社	研削砥石	全地域	価格・品質	1957.8.31	B、D	1
101	鐘淵化学等13社	塩化ビニール	全地域	価格	1957.9.26	F	1
102	東洋ベアリング等4社	軸受	全地域	販売先・価格	1957.12.4	?	1

(出所) 通商産業省通商局「輸出取引に関する協定締結状況一覧」『輸取法33(2)』を公正取引委員会年次報告各年版により補足した。

(注) 「回数」とは最初の協定締結後、失効後に再び協定を締結した回数のこと。「協定を必要とする事由」は第4表における協定事由をさかのぼってあてはめたもの、したがって締結時点によっては事由が異なっている場合もある。

4. 輸出組合の構成

次に輸出組合について概観しておこう。輸出組合は、1958年時点で34組合ある。通商産業省は、戦前に輸出組合が乱立したことにより却って手続きが煩雑になるなどの弊害を生んだ反省から各主要輸出品につき全国一円を地区として組合を結成して地域別組合を認めない方針であった。1951年時点の案⁵では約100の組合の設立を予定していたが、その後40組合程度に絞り込まれ、1953年7月時点で34組合が創立総会を終わっていた⁶。その後、当初地域別組合が認められた雑貨関係の組合が一つに統合された一方、若干遅れて結成された組合もあり、1958年には第5表の34組合に落ち着いている。なお、自転車、ミシン、鉄道車両および船舶が機械輸出組合に包含されず単独組合を結成したのは輸出における重要性などから例外的に扱われたことによる⁷。

各輸出組合の組合員数は、数十から多いところで500を超えている。この様に組合員数が多い一つの理由は輸出組合のほとんどが輸出業者のみならず生産業者をも含んでいるためである。これ

⁵ 「輸出組合の設立及びその運用について」(1951. 7. 28、旧通商産業省資料『輸取法改正27』)および通商局「輸出組合の設立認可基準について(案)」(1952. 5. 28、旧通商産業省資料『第13国会輸出取引法案』)。

⁶ 「輸出取引法の運用状況について」(旧通商産業省資料『輸取法改正28』)。

⁷ これらの組合は日本機械輸出組合に団体加入した。この経緯については、日本ミシン輸出組合『20年の歩み』1973年、27頁、および日本自転車輸出組合『20年の記録』1973年、18頁参照。

第6表 輸出組合の状況 (1958年)

組 合 名	組 合 員 数	輸 出 専 業 者 (%)	生 産 兼 業 者 (%)	輸出専業者		生産兼業者		全大企 業比率 (%)	全 中 小 企業比率 (%)
				大企業 (%)	中小企業 (%)	大企業 (%)	中小企業 (%)		
1 生 糸	30	84	16	65	35	100	0	70.6	29.4
2 綿 糸	157	100	0	60	40	0	0	60.0	40.0
3 絹 化	321	100	0	60	40	0	0	60.0	40.0
4 毛 麻	101	100	0	84	16	0	0	84.0	16.0
5 織 維 製 品	507	87	13	60	40	23	77	55.2	44.8
6 織 維 屑	57	57	43	6	94	0	100	3.4	96.6
7 紙 類	99	61	39	22	78	45	54	31.0	68.6
8 機 械	244	46	54	46	54	77	23	62.7	37.3
9 自 転 車	114	58	42	29	71	32	68	30.3	69.7
10 ミ シ ン	184	62	38	36	64	13	87	27.3	72.7
11 鉄 道 車 両	44	40	60	100	0	96	4	97.6	2.4
12 船 舶	77	35	65	87	13	85	15	85.7	14.3
13 鉄 鋼	65	67	33	95	5	100	0	96.7	3.4
14 亜 鉛 鉄 板	65	63	37	88	12	54	46	75.4	24.6
15 線 材 製 品	96	33	67	97	3	13	87	40.7	59.3
16 非 鉄 金 属	76	51	49	100	0	26	74	63.7	36.3
17 電 線	101	48	52	92	8	30	70	59.8	40.2
18 農 産 物	76	65	35	30	70	25	75	28.3	71.8
19 茶	97	42	58	42	58	0	100	17.6	82.4
20 木 材	61	43	57	69	31	15	85	38.2	61.8
21 合 板	109	70	30	76	24	36	64	64.0	36.0
22 海 陸 産 物	76	98	2	33	67	0	100	32.3	67.7
23 真 珠	134	70	30	4	76	4	96	4.0	82.0
24 冷 凍 食 品	72	34	66	77	23	10	90	32.8	67.2
25 缶 詰	80	96	4	64	36	45	55	63.2	36.8
26 油 糧	39	75	25	80	20	37	63	69.3	30.8
27 化 学 品	91	57	43	100	0	47	53	77.2	22.8
28 医 薬 療 品	133	9	91	52	48	37	63	38.4	61.7
29 染 料	46	67	33	94	6	69	31	85.8	14.3
30 雑 貨	560	80	20	25	75	50	50	30.0	70.0
31 陶 磁 器	270	65	35	30	70	22	78	27.2	72.8
32 硝 子 製 品	117	48	52	65	35	6	94	34.3	65.7
33 琺 瑯 鉄 器	41	70	30	60	40	0	100	42.0	58.0
34 人造真珠・硝子細貨	142	20	80	86	14	5	95	21.2	78.8

(出所) 通商局輸出課「輸出組合の構成・事業概況調査」(昭和33年5月20日)より作成。

は次のような事情による。当初通産省は、1952年の輸出取引法案提出時点では独占禁止法との関係から組合員を輸出業者に限るという案を考えていた⁸が、鉄鋼などの業界から輸出業者のみならず生産業者も含むように強い要望があったため、「輸出に意欲のある」生産業者をも組合員となるようにしたことによる。この結果、ほとんどの業種において生産兼業者が多数含まれることとなった。輸出業者と生産兼業者の比率を比べると繊維関係は輸出専業者が多く、このうち綿糸布、

⁸ 「輸出貿易における公正取引の確保に関する法律案」(27年4月の添え書きあり、旧通商産業省資料『輸取法改正27』所収)。もっとも、すでに前年の1956年8月時点で輸出品生産業者を含む案が構想されており、57年の「輸出取引法案」提出当初において輸出業者に絞ったのはあくまで対外的な配慮という戦術によるものと考えられる。

絹化繊および毛麻は輸出専門業者が100%となっており原則として貿易商社のみが組合員であったことがわかる。これに対して重化学工業品関係の組合は両者の比率は近接している場合が多い。

なお、綿糸布、絹化繊および毛麻といった繊維関係の輸出組合のみ生産業者を組合員としていないのは輸出取引法とほぼ同時に成立施行された中小企業安定法との関係が影響していると考えられる。1951年から52年にかけての繊維産業における景気後退と輸出不振に対して通産省は52年2月に綿紡績業、化学繊維業、3月にはゴム工業に対して勧告操短を実施した。綿紡績業においてはこれにより市況が持ち直したものの中小零細企業が膨大に存在する綿織物業においては過剰生産が解消せずこれに対して効果的な生産制限を実施するために「繊維産業安定法案」が構想され、これがもととなって同年8月に「中小企業安定法」が時限立法として成立した。この経緯から同法は繊維を中心とした特定の指定業種を対象として当初は構想された。国会への提出時点では5業種（綿・スフ織物、絹・人絹織物、紐・細幅織物、マッチ、ゴム製品）であったが、国会での審議の過程でまず衆議院において12業種に拡大され、続いて参議院において14業種に拡大した⁹。このことから、繊維産業に関する限り国内生産業者のうち紡績のような大企業中心の業種については主として勧告操短（あるいは独禁法上の合理化カルテルおよび不況カルテル）¹⁰で対応し、織物業のように中小零細企業が多数の業種については中小企業安定法によってアウトサイダー規制を含めた統制を行うこととなった結果、輸出（入）取引法では輸出業者のみを対象とすることとなったと考えられる。このような分担関係のもとに繊維産業全体にカルテル助成政策の網がかけられていった。また、中小企業安定法の適用業種が主に繊維に限定されていたことから輸出（入）取引法では繊維以外の業種では広範に国内生産業者を含めた組織化が進んだと考えられる。このことは、独禁法の運用によるカルテル結成が相対的に厳格であるという状況の中で中小企業安定法と輸出入取引法が相互補完的に適用ないし運用されたことを示している。

ただし、このように各輸出組合の会員の範囲を拡張したことは、生産業者と輸出業者の混在および輸出実績のあるものと輸出無実績者の混在をもたらし、その後の組合の運営に弊害をもたらししていく。次の1958年の通商局の文書¹¹によれば、これらの利害対立の結果過当競争が認められ早急にカルテルを結ぶ必要がある場合にも調整事業ができない場合が多いとされている。

「原則として加入脱退事由な所謂大組合主義によって設立されている輸出組合（35組合）の現状においては、無実績者ないし過少実績者と有実績者、生産業者と輸出業者等が混在し、ある過当競争物資につい

⁹ 中小企業安定法の成立の経緯については『通商産業政策史』第7巻、28頁～31頁（植田浩史稿）参照。

¹⁰ 勧告操短に関しては「勧告操短の経済分析」（岡崎哲二・石井晋稿、財団法人産業研究所『戦後日本の外貨および資金割り当て政策に関する調査研究』第2章、1995年8月）参照のこと。

¹¹ 通商局「過当競争防止における輸出組合および業者協定に関するアウトサイダー規制の運用方針について（案）」1958年1月9日（旧通商産業省所蔵資料『輸取法33（2）』）。

て組合協定を締結しようとしても無実績者ないし過少実績者または生産業者等がそれぞれの立場を不当に主張するあまり、有実績者または輸出輸者の利益と著しく対立し、組合協定が成立しない場合もあるばかりでなく、輸出組合によっては過当競争物資に対し早急に自主調整を行う必要があると認められるにもかかわらず全く調整事業を行う意思がないものもある。従って、現在の輸出組合に対し過当競争防止の見地から輸出調整が必要と考えられる貨物のすべてについて組合協定の迅速的確な締結を期待することは殆ど困難である。ちなみに、従来締結された協定についてみるとその輸出組合の取扱貨物の種類が比較的少く、その組合員の殆どがその貨物の輸出についての有実績者であり、かつ、輸出専業者であるため組合員の内部における利害関係の対立が比較的少ない場合程容易に成立していることが多い」

第7表 輸出組合員、輸出実績者・無実績者数 (1958年)

組 合 名	組合員数	うち無実績者数		輸出専業者数	うち無実績者数		生産兼業者数	うち無実績者数	
		業者数	比率 (%)		業者数	比率 (%)		業者数	比率 (%)
1 生 糸	30	1	3.3	25	0	0.0	5	1	20.0
2 綿 糸 布	159	10	6.3	157	10	6.4	0	0	—
3 絹 化 織	221	29	13.1	321	29	9.0	0	0	—
4 毛 麻	101	18	17.8	101	18	17.8	0	0	—
5 織 維 製 品	507	48	9.5	441	14	3.2	66	34	51.5
6 織 維 屑	57	26	45.6	31	0	0.0	26	26	100.0
7 紙 類	99	10	10.1	60	8	13.3	39	2	5.1
8 機 械	244	69	28.3	112	8	7.1	132	61	46.2
9 自 転 車	114	32	28.1	66	0	0.0	48	32	66.7
10 ミ シ ン	184	33	17.9	114	15	13.2	70	18	25.7
11 鉄 道 車 両	44	5	11.4	18	0	0.0	26	5	19.2
12 船 舶	77	6	7.8	27	0	0.0	50	6	12.0
13 鉄 鋼	65	0	0.0	44	0	0.0	21	0	0.0
14 亜 鉛 鉄 板	63	5	7.9	41	3	7.3	24	2	8.3
15 線 材 製 品	96	9	9.4	32	2	6.3	64	7	10.9
16 非 鉄 金 属	76	35	46.1	39	0	0.0	37	35	94.6
17 電 線	101	0	0.0	48	0	0.0	53	0	0.0
18 農 産 物	76	11	14.5	49	1	2.0	27	10	37.0
19 茶	97	55	56.7	41	9	22.0	56	46	82.1
20 木 材	61	9	14.8	26	1	3.8	35	8	22.9
21 合 板	109	0	0.0	76	0	0.0	33	0	0.0
22 海 陸 産 物	76	8	10.5	74	6	8.1	2	2	100.0
23 真 珠	134	39	29.1	94	0	0.0	40	39	97.5
24 冷 凍 食 品	72	0	0.0	24	0	0.0	48	0	0.0
25 缶 詰	80	8	10.0	77	8	10.4	3	0	0.0
26 油 糧	39	6	15.4	29	3	10.3	10	3	30.0
27 化 学 品	91	17	18.7	52	7	13.5	39	10	25.6
28 医 薬 療 品	133	4	3.0	12	0	0.0	121	4	3.3
29 染 料	46	2	4.3	31	2	6.5	15	0	0.0
30 雑 貨	560	0	0.0	448	0	0.0	112	0	0.0
31 陶 磁 器	270	34	12.6	176	5	2.8	95	29	30.5
32 硝 子 製 品	135	33	24.4	56	0	0.0	61	33	54.1
33 瑠 璃 鉄 器	41	18	43.9	29	7	24.1	12	11	91.7
34 人 造 真 珠 ・ 硝 子 細 貨	142	0	0.0	28	0	0.0	114	0	0.0

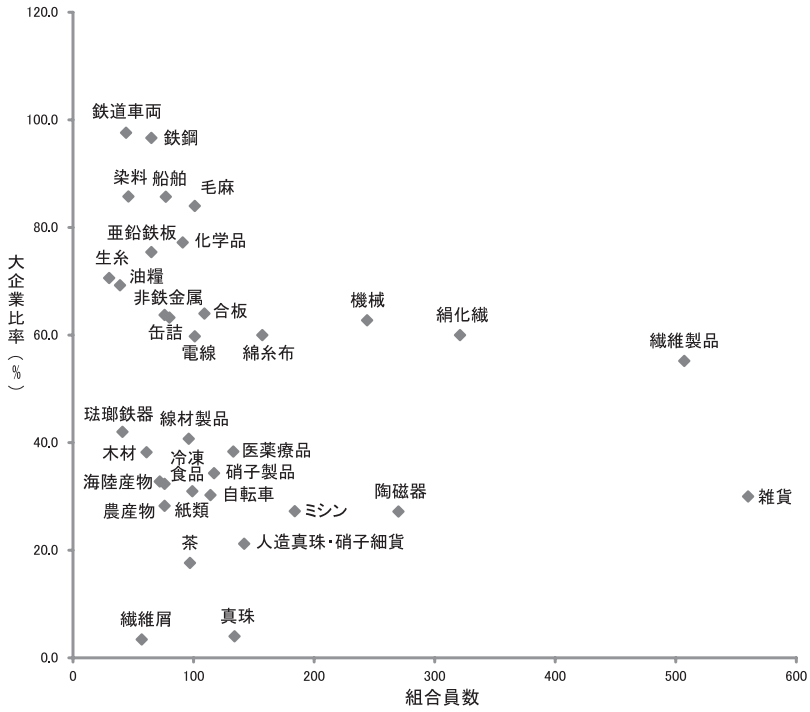
(出所) 前出「輸出組合の構成・事業概況調査」より算出。

第7表は、各輸出組合において輸出実績のない組合員数をあげたものである。組合によって差が大きい、全体として輸出無実績者の比率の40%以上の組合は、繊維屑、非鉄金属、茶、琺瑯鉄器であり、機械、自転車、真珠、ガラス製品も20%を超えている。輸出専門家は当然ながら無実績者が少ないものの毛麻、紙類、ミシン、茶、缶詰、油糧、化学品、琺瑯鉄器などは輸出専門家でありながら10%以上が輸出実績のないことになる。生産業者に至っては、ほとんど全く輸出実績のあるものがないのが繊維屑、非鉄金属、茶、海陸産物、真珠、琺瑯鉄器であり、これ以外にも繊維製品、自転車、硝子製品はその過半が実績のないものであった。輸出取引法成立時に生産者を入れるように強硬に主張した鉄鋼は無実績者皆無ということになっているが、船舶、鉄鋼のような大規模生産者が中心の業種の場合には一部の製品でも輸出実績があれば無実績者とはならないため比率そのものは低くなると考えられる。このように、当初の輸出業者によって輸出組合を組織するという建前は、ほとんどの組合において全く有名無実化していた。したがってこの点で組合内に利害対立が生まれやすくなっていたという上記の指摘は納得できるものである。

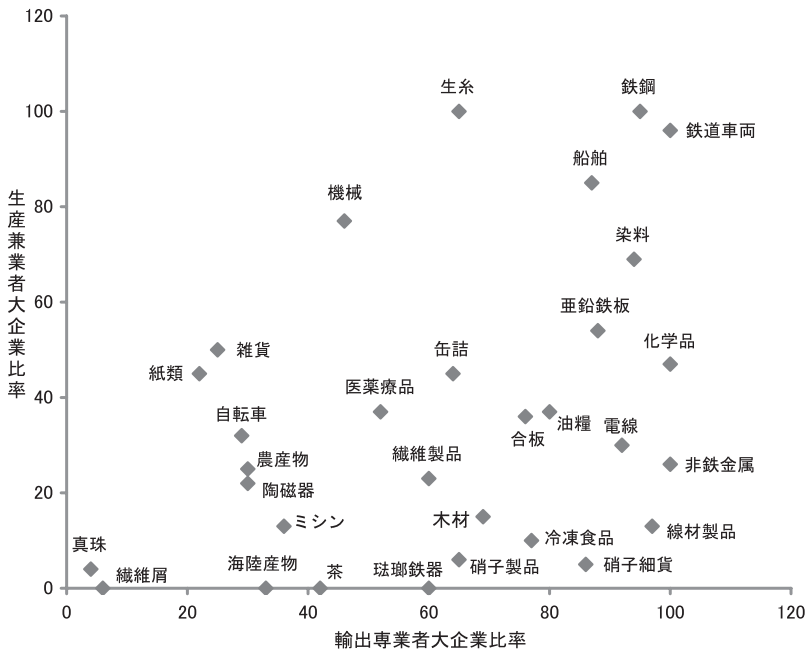
この他に輸出組合が調整困難に陥る原因として業種によって大企業と中小企業が組合員となっておりその利害対立が表面化する場合がある。第7表から各輸出組合における組合員の大企業・中小企業比率についてみてみると、本来中小企業生産者が多い繊維関係は輸出組合の組合員として生産業者が排除された結果繊維屑を除いて大企業比率が高く、これに対して紙類、自転車、ミシン、線材製品、農産物、茶、木材、海陸産物、雑貨、陶磁器などは中小企業比率が高い。鉄道車両、船舶、鉄鋼などはメーカーそのものが大企業中心であるため輸出組合における大企業比率が極めて高い。

さらに、第1図は、第7表における各輸出組合の大企業比率と組合員数から散布図を作成したものであるが、これからいくつかのグループが検出できる。第一に、組合員数が比較的少なく大企業比率の高い鉄鋼、船舶、鉄道車両、染料、亜鉛鉄板、化学品、非鉄金属といった重化学工業分野の組合、第二に、比較的組合員数が多く大企業比率の低い雑貨、硝子製品、人造真珠、陶磁器、ミシン、自転車などの雑貨関係及び軽機械分野の組合などである。また、第2図は、各輸出組合について、輸出専門業者と生産専門業者それぞれの大企業比率を散布図にしたものである。これにより各組合の輸出専門業者＝商社と生産兼業者＝メーカーの性格の関係をある程度推察できる。鉄鋼、鉄道車両、船舶といった組合は商社もメーカーもほとんどが大企業であるのに対して、真珠、繊維屑はほとんどすべてが中小業者である。自転車、農産物、ミシン、陶磁器なども双方とも中小企業比率が高く組織化が困難なことを示している。また、非鉄金属、線材製品、電線といった業種は、生産業者の大企業比率が比較的低いのに対して輸出業者は大企業比率が高く商社の優位性をうかがわせる。以上の図は生産集中度を加味していないという限界はあるものの、次項のアウトサイダー規制を発動した業種のほとんどは片方もしくは双方の中小企業比率が高い業種であることがわかる。

第1図 輸出組合別、大企業比率・組合員数散布図



第2図 輸出組合別、輸出専業者大企業比率・生産兼業者大企業比率散布図



5. アウトサイダー規制

最後に、1955年改正によって可能となったアウトサイダー規制についてみておこう。1958年4月時点までに輸出入取引法第28条第2項によって発せられたアウトサイダー規制命令は第8表に掲載した19品目である¹²。関連する輸出組合は、自転車、生糸、絹化繊、繊維製品、雑貨、硝子製品、合板、真珠、海陸産物である。真珠と生糸を除くと生産業者の大企業比率が中間的な業種が多い。このことは、業界において大手と中小の両方が存在するためその利害対立が大きく、そのために国家によるこのような強制的な規制を必要としたと考えられる¹³。第9表はアウトサイダー規制を最も多く発動させた雑貨輸出組合のアウトサイダー比率であるが、その比率は業者数で55%、輸出金額でも40%に上っていた。参入退出が自由な輸出組合制度のもとにおいて、アウトサイダー比率の高い組合にとって市場における規制力を有効にするためには国家の権力による規制が不可欠であったことがわかる。

第8表 アウトサイダー規制命令実施状況 (1958年3月31日現在)

品名	仕向地	承諾事項	規制命令		事務処理命令		
			公布日	施行日	公布日	施行日	事務処理輸出組合
自転車の部品及び付属品	香港・シンガポール・マライ連邦	価格	1956.6.26	1956.7.2	1957.8.30	1957.8.31	自転車
生糸	仏印三国	価格	1956.5.7	1956.5.11	1957.8.30	1957.8.31	生糸
絹織物	全地域	価格	1956.1.16	1957.1.21	—	—	—
絹織物	全地域	数量	1958.3.28	1958.4.10	—	—	—
スカーフ・マフラー・ハンカチーフ	全地域	価格	1956.11.14	1956.11.16	1957.8.30	1957.8.31	繊維製品
スカーフ・マフラー・ハンカチーフ	アメリカ・カナダ	数量	1956.11.14	1956.11.16	1957.8.30	1957.8.31	繊維製品
紙布製帽子	全地域	数量	1957.4.10	1957.8.12	1957.8.30	1957.8.31	繊維製品
造花	全地域	価格	1956.3.22	1956.4.1	1957.8.30	1957.8.31	雑貨
ゴム引布	香港・マカオ	価格・数量	1957.10.25	1957.11.1	1957.10.25	1957.11.1	雑貨
ステンレス製の食卓用のナイフ・スプーン	アメリカ	数量	1957.10.25	1957.11.1	1957.10.25	1957.11.1	雑貨

¹² これは1967年12月現在で29品目に増加している（前出『独占禁止政策二十年史』642—643頁）。

¹³ 価格なり数量なりについての協定あるいは規制に対して、中小企業は低価格による販路拡大が困難になるとして反対する場合が多くあった。中小業者にとってはこのような協定ないし規制は、中小企業の安値販売による販路拡大を抑止するものであり、経営的に苦境に追い込み、時によっては深刻な影響を与える。同様の問題は戦前においても存在しており、輸出電球工業については平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』（日本経済評論社、1997年）が、輸出陶磁器に関しては白木沢旭児『大恐慌期日本の通商問題』お茶の水書房、1999年）が触れている。

竹製のすだれ	アメリカ・カナダ	数量	1958. 3. 28	1958. 4. 10	1958. 3. 28	1958. 4. 10	雑貨
ガラス製光玉	全地域	価格	1956. 3. 22	1956. 4. 1	1957. 8. 30	1957. 8. 31	雑貨
ガラス製注射筒	全地域	価格	1956. 11. 14	1956. 11. 16	—	—	—
合板(ラワン使用に限る。箱仕組板を除く)	全地域	価格	1955. 10. 28	1955. 11. 1	—	—	—
合板(箱仕組板を除く)	全地域	品質	…	1957. 10. 1	—	—	—
合板(箱仕組板を除く)	北・南米、ハワイ	数量	1955. 10. 28	1955. 11. 1	—	—	—
真珠	全地域	価格・品質	1957. 4. 10	1957. 4. 16	—	—	—
冷凍めかじき	アメリカ・カナダ	価格・数量	1956. 11. 14	1956. 11. 16	1957. 8. 30	1957. 8. 31	冷凍食品
シガレットライター・シガレットケース	全地域	意匠	1958. 1. 4	1958. 1. 16	—	—	—

(出所) 前出「輸出取引に関する協定締結状況一覧」

(注) 規制命令は、輸出入取引法第28条第2項によるアウトサイダー規制命令である。事務処理命令は同条第5項によるものである。

第9表 輸出組合アウトサイダー比率および規制例令施行品目 (軽工業局関連、1958年4月1日現在)

組合名	組員数	アウトサイダー比率(%)		アウトサイダー規制命令施行品目
		業者数	輸出金額	
雑貨	560	55%	40%	喫煙用具、造花、クリスマスイースター用品(ガラス製光玉)、ゴム引布、竹すだれ、(洋傘、布靴ゴム靴、すぼんじぞうり、グローブ・ミット、金属製洋食器、バトミントンラケット、釣り用リール、刃物)
陶磁器	270	57%	15%	(陶磁器製の食卓用品類、食卓用陶磁器、陶器製の内装壁タイル)
硝子製品	117	55%	23%	(ガラス製注射筒)
琺瑯鉄器	41	30%	20%	
真珠硝子細工	142	10%	5%	
化学品	91	49%	25%	
染料	46	10%	5%	
医薬療品	133	25%	15%	

(出所) 軽工業局化学品雑貨輸出課「軽工業局関係輸出組合の現状」(旧通商産業省資料『輸取法33(2)』)

(注) 品目のうち()内のものは『独占禁止政策二十年史』641—642頁の一覧表より58年4月以降に規制命令が発動された関連品目である。

おわりに

以上の分析を、輸出入取引法の成立・改正過程を踏まえながらまとめておく。独占禁止法第24条3項、4項は、公正取引委員会の認可事項であったためこれに基づく共同行為の発動は容易ではなかった。これを一定の範囲において代位したのが輸出入取引法と中小企業安定法に代表される適用除外法によるカルテルであった。両法の成立直後には国内大企業を対象とした適用除外法「重要産業安定法」も構想されたが実現しなかった。このように国内におけるカルテルが制限されていたこともあって、輸出カルテルを担った輸出組合は貿易業者だけではなく国内生産業者をも含む組織となった。しかも、輸出組合には、大企業と中小企業が混在し、輸出実績がないものまで多数含まれていた。一方では、戦時統制下の貿易組合のような強制的組織化を避け輸出組合を参入退出自由な組織としたため、広範なアウトサイダーが存在した。このため輸出組合による調整が実施困難な業種も多く、また実施しても十分な効果が得られない場合も少なくなかったと考えられる。特に、多数の中小企業によって構成されている業種ではアウトサイダー規制による国家権力の発動を必要とするものも多かった。経団連に代表される大企業は自主的な調整＝カルテルの自由を志向していたが、中小企業が多数の業界は事情が異なっており、不況時には強制的カルテルによる救済を国家に対して求めるといった状況が存在したのである。

(本稿は、平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(A))「戦時・戦後復興期の企業と経済団体」研究代表者、東京国際大学・経済学部 原朗、による成果の一部である。)